

●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の改正について

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

1. 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)第171条の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項(技術管理者の資格要件)が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、「環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格」を資格要件とすることから、当該資格基準を規定するため、北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものです。

2. 国(政令及び省令)の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項で市町村が設置する一般廃棄物処理施設には、技術管理者を置かなければならないとされています。

(技術管理者)

第21条 一般廃棄物処理施設(政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。)の設置者(市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者)又は産業廃棄物処理施設(政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。)の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

2 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して第8条の3第1項又は第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

3 第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格(市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格)を有する者でなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条の技術管理者の資格は、次ページの通りです。

(技術管理者の資格)

第17条 法第21条第3項の規定による環境省令で定める資格は、次のとおり

- 1 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- 2 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 3 第8条の17号第2号イからチまでに掲げる者
- 4 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

3. 北広島市の考え方

市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準については、それぞれの学校における課程の履修経歴と廃棄物の処理に関する技術上の実務経験を総合的に勘案して定めた国の資格基準が適当かつ合理的であることから、国の資格基準と同じ内容にすることを予定していますが、市独自の資格基準として「市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者」を追加します。

(技術管理者の資格)

法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26条)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以

上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者

4. 今後のスケジュール

| | |
|------------------|--|
| 平成24年11月 | パブリックコメント実施 |
| 平成24年12月～平成25年3月 | パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会での審議 条例改正 |
| 平成25年4月1日（予定） | 条例施行 |

5. 担当

北広島市市民環境部環境課（内線826）